

子育て支援員研修に関する「よくあるご質問」

(Q1)「子育て支援員」とは何ですか？

(A1)こども家庭庁の定める「基本研修」及び「専門研修」を修了し、保育や子育て支援分野の事業所に従事する上で必要な知識や技能等を修得したと認められる方であり、知事から全国で通用する修了証を交付します。

子ども・子育て支援新制度がスタートした平成27年度から制度化されたもので、多様な保育や子育て支援事業のニーズが高まる中、その担い手となる人材として期待されています。

(Q2)「子育て支援員」になると、何ができるのですか？

(A2)小規模保育事業などの保育事業や、子育て広場、放課後児童クラブといった子育て支援事業において、保育士などの資格者を補助する立場で従事することが期待されています。

(Q3)「子育て支援員」になれば、必ず就職できるのですか？

(A3)受講により、就職が保障されるものではありません。

市町の求人情報やハローワーク等をご確認ください。

ただし、市町が実施する子育て支援事業等で募集する際に活用することを前提に、29年度から修了証交付者の名簿を市町に提供することとしました（※提供を希望されないという方は名簿から削除しますので、受講申込みの際に松山東雲女子大学にお申し出ください。）。

(Q4)受講するに当たって、要件や資格が必要ですか？

(A4)愛媛県に在住であれば、どなたでも受講できます。

年齢や性別による制限はありません(外国籍の方でも日本語能力(読み書き)が十分な方は可能です)。

(Q5)費用はかかりますか？

(A5)受講料は不要ですが、会場までの交通費や昼食代などの実費負担は必要です。

(Q6)今年度に、複数の専門研修は受けられますか？

(A6)1人につき1つのコースを選択してください。重複してのお申し込みはできません。

(Q7)愛媛県に引っ越す前に他県で研修を受講しましたが、今年度に別の専門研修を受講することはできますか？

(A7)受講できます。基本研修は免除としますので、申込みの際に、修了証の写しを提出してください。

(Q8)昨年度の研修で都合が悪くなり、途中で受講を止めましたが、今年度に途中から受講することはできますか？

(A8)一部受講は認めていません。
ただし、基本研修を修了されていれば、今年度の基本研修は免除されます。

(Q9)どのようなコースがあるのですか？

(A9)次のとおりです。

地域保育コース	小規模保育などの地域型保育事業や一時預かり、こども誰でも通園制度の保育従事者や、ファミリー・サポート・センターで提供会員となる方のためのコース
地域子育て支援コース	市町の実施する地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業に従事する方のためのコース
放課後児童コース	放課後児童クラブで補助者として従事する方のためのコース
社会的養護コース	児童養護施設などで補助者として従事する方のためのコース

(Q10)准看護師の免許は基本研修は免除の対象となりますか？

(A10)対象外となります。

国の実施要綱には、「③其他国家資格(幼稚園教諭、看護師等)を有し、かつ日々こどもと関わる業務に携わるなど、実務経験により、基本研修で学ぶべき知識等が習得されていると都道府県知事等が認める者」と記載されており、准看護師資格は都道府県による認定で国家資格ではありませんので、免除の対象外となります。